

## 自主点検シート（介護老人保健施設）

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」に、該当しない項目については「該当なし」にチェックをしてください。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>I 基本方針</b>						
I 基本方針	(1) 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指したものとなっているか。	条例第3条	・定款、寄付行為等 ・運営規程・パンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>Ⅱ 人員に関する基準</b>						
人員に関する基準	法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。	条例第4条 規則第3条				
Ⅰ 医師	(1) 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。 必要な資格を有しているか。  →次の数値を記載してください。 ・入所者数 ( ) 人 …A ※入所者数は、前年度の入所者延数を前年度の日数で除して得た数 (小数点第2位切上げ) ・A÷100の値 ( ) 人 …B ・非常勤又は兼務の医師の4週又は1か月間の勤務時間合計 ( ) 時間 …C ・常勤医師の4週又は1か月の通常勤務すべき時間数 ( ) 時間 …D ・C÷D+常勤医師数 ( ) 人 …E ・E ≥ B となっているか	基準省令第2条 基準省令通知第2の1	・勤務表 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 ・入所者数がわかる書類 ・資格証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サテライト型小規模介護老人保健施設に医師が配置されていない場合、当該施設と一体的に運営される本体施設、又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持ち、入所者の処遇が適切に行われているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 分館型介護老人保健施設に非常勤職員の医師を当てている場合、基本型介護老人保健施設に配置されている医師が当該施設に配置されており、かつ、当該分館型介護老人保健施設の入所者が30人の場合にあつては、当該医師の勤務時間を0.3人分確保しているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1) から (3) までに関わらず、介護医療院又は病院若しくは診療所(医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限り)と併設されている併設介護老人保健施設にあつては、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないが、このうち一人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師となっているか。また、兼務の医師については、日々の勤務体制が明確に定められているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 介護老人保健施設で(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションの事業を行う場合、当該施設の職務と当該事業を同時並行的に行われることで入所者の処遇に支障がなく、かつ、介護保健施設サービスの職務時間と(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護老人保健施設の勤務延時間数となっているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
2 薬剤師	<p>介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。 必要な資格を有しているか。</p> <p>薬剤師の員数は、入所者の数を300で除した数以上が標準であること。</p> <p>→次の数値を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者数 ( ) 人…A ※入所者数は、前年度の入所者延数を前年度の日数で除して得た数 (小数点第2位切上げ)</li> <li>・<math>A \div 300</math> の値 ( ) 人…B</li> <li>・非常勤又は兼務の薬剤師の4週又は1か月間の勤務時間合計 ( ) 時間…C</li> <li>・常勤薬剤師の4週又は1か月の通常勤務すべき時間数 ( ) 時間…D</li> <li>・<math>C \div D +</math> 常勤薬剤師数 ( ) 人…E</li> <li>・<math>E \geq B</math> となっているか</li> </ul>	<p>条例第4条 規則第3条</p> <p>基準省令通知 第2の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> <li>・入所者の実情を確認できる書類</li> <li>・兼任辞令、委託契約書等の書類</li> <li>・資格証</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 看護職員又は介護職員	<p>(1) 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。 必要な資格を有しているか。</p> <p>→次の数値を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤又は兼務の看護職員の4週又は1か月間の勤務時間合計 ( ) 時間…A</li> <li>・常勤看護職員の4週又は1か月の通常勤務すべき時間数 ( ) 時間…B</li> <li>・<math>A \div B +</math> 常勤看護職員数 ( ) 人…C</li> <li>・<math>C \geq</math> 入所者数<math>\div 3</math> となっているか</li> </ul>	<p>条例第4条 規則第3条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> <li>・常勤、非常勤職員の別がわかる書類</li> <li>・資格証</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度となっているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 看護・介護職員は、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員をもって充てられているか。</p> <p>ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えない。</p> <p>ア 常勤職員である看護・介護職員が条例によって算定される員数の7割程度確保されていること。</p> <p>イ 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。</p>	<p>基準省令通知 第2の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> <li>・常勤、非常勤職員の別がわかる書類</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
4 支援相談員	(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で100を超える部分を100で除して得た数以上) 必要な資格を有しているか。	条例第4条 規則第3条	・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の別がわかる書類 ・入所者数がわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てているか。 ア 入所者及び家族の処遇上の相談 イ レクリエーション等の計画、指導 ウ 市町村との連携 エ ボランティアの指導	基準省令通知 第2の4の(1)	・職員履歴書等資格、経験がわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 支援相談員の員数は、1以上の常勤職員を配置しているか。	条例第4条 規則第3条 基準省令通知 第2の4の (2)	・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設で、支援相談員を適当数配置する場合は、本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が双方の入所者に適切に行われているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) サテライト型小規模介護老人保健施設で、支援専門員を配置していない場合は、本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が双方の入所者に適切に行われているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 分館型介護老人保健施設においては、基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てても差し支えない。 この場合、例えば、入所者30人の分館型介護老人保健施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(1) 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。 必要な資格を有しているか。 ◆通所リハ、訪問リハを兼務している場合には、介護保健施設サービスに従事する時間のみ算入する。  →次の数値を記載してください。 ・入所者数 ( )人…A ※入所者数は、前年度の入所者延数を前年度の日数で除して得た数 (小数点第2位切上げ) ・A÷100の値 ( )人…B ・非常勤又は兼務の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の4週又は1か月間の勤務時間合計 ( )時間…C ・常勤職員の4週又は1か月の通常勤務すべき時間数 ( )時間…D ・C÷D+常勤職員数 ( )人…E ・E ≧B となっているか	条例第4条 規則第3条 基準省令通知 第2の5	・職員勤務表 ・入所者数がわかる書類 ・資格証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サテライト型小規模介護老人保健施設等で、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を配置していない場合は、本体施設(介護老人保健施設に限る。)又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている理学療法士等によるサービス提供が双方の入所者に適切に行われているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
6 栄養士又は管理栄養士	<p>(1) 入所定員100人以上の施設にあっては、常勤の者を1以上配置しているか。 ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えない。 必要な資格を有しているか。</p> <p>入所定員が100人未満の施設においても1人以上の常勤職員の配置に努めること。</p>	<p>条例第4条 規則第3条 基準省令通知 第2の6</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> <li>・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類</li> <li>・入所者数がわかる書類</li> <li>・資格証</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) サテライト型小規模介護老人保健施設等で、栄養士又は管理栄養士を配置していない場合は、本体施設(※)又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている栄養士又は管理栄養士による栄養管理が双方の入所者に適切に行われているか。</p> <p>※本体施設とは、介護老人保健施設又は病床数100以上の病院及び療養床数100床以上の介護医療院又は、医療機関併設型小規模老健の併設医療機関をいう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 介護支援専門員	<p>(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。) 必要な資格を有しているか。</p>	<p>条例第4条 規則第3条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> <li>・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類</li> <li>・入所者数がわかる書類</li> <li>・資格証</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 専らその職務に従事する常勤の者を1名以上配置しているか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。 なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではない。</p>	<p>条例第4条 規則第3条 基準省令通知 第2の7(1)、 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) サテライト型小規模介護老人保健施設等で、介護支援専門員を配置していない場合は、本体施設(※)に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が双方の入所者に適切に行われているか。</p> <p>※本体施設とは、介護老人保健施設、介護医療院(併設型小規模介護医療院を除く。)又は病院(病床数100床以上の指定介護療養型医療施設に限る。)に限る。</p>	<p>条例第4条 規則第3条 基準省令通知 第2の7(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に関する名簿</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 調理員、事務員その他の従業者	<p>介護老人保健施設の設置形態等の実情に応じた適当数を配置しているか。 ただし、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えない。</p>	<p>条例第4条 規則第3条 基準省令通知 第2の8</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・人事異動関係の記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
9 入所者数の算定	<p>従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規に許可を受ける場合は、適正な推定数により算定しているか。</p> <p>※入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、ベッド数の90%を入所者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とする。</p>	<p>条例第4条 規則第3条 基準省令通知第2の9</p>	<p>・入所者数がわかる書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 管理者	<p>開設者は、県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させているか。 医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させる場合は県知事の承認を受けているか。</p>	<p>法第95条</p>	<p>・管理者承認書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### 「常勤」

当該施設における勤務時間数が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該施設に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、介護老人保健施設、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所及び指定訪問リハビリテーション事業所が併設されている場合、介護老人保健施設の管理者、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の管理者及び指定訪問リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

#### 「前年度の平均値」

- ・平均入所者数（介護予防）短期入所療養介護利用者を含む）の算定においては、入所等した日を含み、退所した日を含まない。
- ・年度とは、毎年4/1に始まり翌年3/31を持って終わる年度とする。
- ・計算式⇒  $\frac{\text{当該年度の全入所者等の延数}}{\text{当該年度の前年度の日数}}$   
(※小数点第2位以下を切り上げる)

#### 「適切な推定数」

- 新設から6か月未満の場合  
入所定員 × 90%
- 6か月以上1年未満の場合  
直近の6月における全利用者数の延べ数 ÷ 6か月の日数
- 1年以上経過の場合  
直近1年間の全利用者等の延べ数

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>Ⅲ 施設及び設備に関する基準</b>						
1 施設	(1) 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。 ①療養室                      ⑧洗面所 ②診察室                      ⑨便所 ③機能訓練室                ⑩サービス・ステーション ④談話室                      ⑪調理室 ⑤食堂                         ⑫洗濯室又は洗濯場 ⑥浴室                         ⑬汚物処理室 ⑦レクリエーション・ルーム	条例第5条	(目視により確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サテライト型小規模介護老人保健施設で、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有していない場合は、本体施設の施設を利用することにより、双方の入所者の処遇が適切に行われると認められるか。	条例第5条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 医療機関併設型小規模老人保健施設で、療養室及び診察室以外の施設を有していない場合は、本体施設の施設を利用することにより、双方の入所者及び入所者の処遇が適切に行われると認められるか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、一つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上となっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 施設の兼用については、「談話室とレクリエーション・ルームの兼用」並びに「洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にある」以外の施設が兼用となっていないか。	基準省令通知第3の2の(1)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 余力がある場合、設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室が設置されているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 施設の基準 (1)療養室	(1) 一の療養室の定員は、4人以下となっているか。	基準省令第3条第2項第1号イ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上となっているか。 ただし、療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えない。	基準省令第3条第2項第1号ロ 基準省令通知第3の2の(1)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 地階に設けていないか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直面して設けられているか。	基準省令第3条第2項第1号ト		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) ナース・コールを設けているか。 ただし、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えない。 ◆認知症専門棟に限り設けなくても差し支えない。	基準省令第3条第2項第1号ト 基準省令通知第3の2(1)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
2	(2) 診察室	医師が診察を行うのに適切なものとなっているか。	基準省令通知第3の2の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 機能訓練室	(1) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。	基準省令第3条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) サテライト型小規模介護老人保健施設等の場合にあっては、40㎡以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(経過措置) 病床転換による介護老人保健施設の機能訓練室（病床転換に係る部分に限る。）について開設許可等を受けた日から起算して5年を経過する日までの間にこの規定を適用する場合においては、「1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「40平方メートル」とする。	基準省令附則第11条			
	(4) 談話室	入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。	条例第5条 規則第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 食堂	2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。	条例第5条 規則第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(経過措置) みなし介護老人保健施設であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設されたものについては、「2平方メートル」とあるのは「1平方メートル」とする。	基準省令 附則第5条			
	(6) 浴室	(1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	条例第5条 規則第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮しているか。	基準省令通知第3の2の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) レクリエーション・ルーム	レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えているか。	条例第5条 規則第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 洗面所	療養室のある階ごとに設けられているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 便所	(1) 療養室のある階ごとに設けられているか。	条例第5条 規則第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 常夜灯が設けられているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(10) サービス・ステーション	看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(11) 調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。	基準省令通知第3の2の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(12) 汚物処理室	汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
2 (13) その他	(1) 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けているか。	基準省令通知第3の2の(1)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 薬剤師が介護老人保健施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により調剤所で行われているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(14) 施設の専用	規則第4条第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっている。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。	条例第5条 規則第4条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(15) 防火管理	火災に係る入所者の安全性が確保されているか。  ア 基準省令第3条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 イ 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、入所者が身体的、精神的に障害を有する者であることにかんがみてなされていること。 ウ 管理者及び防火管理者は、当該介護老人保健施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 エ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該介護老人保健施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。	基準省令通知第3の2の(3)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 構造設備	(1) 建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く)は、建築基準法に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない2階建て又は平屋建ての建物は、準耐火建築物とすることができる。	条例第6条 規則第5条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けているか。  (経過措置) みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和63年厚生省令第1号)附則第3条の規定の適用を受け、平成12年4月1日の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る)については、規則第5条第3項第1項の規定(エレベーターに係る部分に限る。)は、適用しない。	規則附則第3条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
3 構造設備の基準	(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けているか。 ただし、直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	条例第6条 規則第5条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 階段には、手すりを設けているか。	条例第6条 規則第5条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 廊下の構造は次のとおりとなっているか。  ① 廊下の幅は、（内法によるものとし、手すりを含む）1.8メートル以上となっているか。 ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上となっているか。  （経過措置） みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準附則第2条第1項の規定(病床転換に係る老健の廊下幅の特例)の適用を受け、平成12年4月1日の際老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る）については、①の規定は、適用しない。  （経過措置） 病床転換による介護老人保健施設であって①の規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）については、「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。  （経過措置） 平成18年3月31日において現に存する療養病床、一般病床であって、かつ、同年4月1日以降に転換したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。	条例第6条 規則第5条  規則附則第4条  基準省令通知第3の4の(4)  規則附則第5条  基準省令通知第3の4の(5)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 手すりを設けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 常夜灯を設けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えているか。	条例第6条 規則第5条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>IV 運営に関する基準</b>						
1 内容及び手続きの 説明及び同意	(1) 介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し重要事項(※)を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。	条例第7条	・ 運営規程 ・ 説明文書 ・ 入所申込書 ・ 同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 重要事項説明書の内容に不備等はないか。  ※ 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者のサービス選択に資すると認められる事項	基準省令通知第4の2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	条例第8条 基準省令通知第4の3	・ 入所申込書 ・ 入所申込受付簿 ・ 要介護度の分布がわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	条例第9条	・ 紹介の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) 介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	条例第10条	・ 施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条例第11条	・ 入所者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 入退所	(1) その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供しているか。	条例第12条	・ 優先入所の指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。	基準省令通知第4の7の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
6 入退所	(3) 入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めているか。	条例第12条 基準省令第8条第3項	・（被保険者証の写） ・入所時の状況に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 入所申込者の入所に際しては、その者に居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行っているか。	基準省令通知第4の7（3）	・家族への相談、助言等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し、これを記録しているか。	条例第12条	・検討した記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	検討に当たっては、医師、薬剤師（配置されている場合に限る。）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。その検討は、入所後早期に、また、病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも3月ごとには行っているか。	条例第12条 基準省令第8条5項 基準省令通知第4の7（4）	・協議した記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターに対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条例第12条	・指導、情報提供の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 サービスの提供の記録	(1) 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。	条例第13条	・被保険者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録しているか。		・入所者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	条例第14条	・施設サービス計画書 ・領収証控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。		・運営規程 ・施設サービス計画書 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
8 利用料等の受領	(3) 上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。 ア 食事の提供に要する費用 イ 居住に要する費用 ウ 入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 オ 理美容代 カ 前アからオに掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの	条例第14条 規則第7条	・運営規程 ・施設サービス計画書 ・領収証控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	カの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われているか。	基準省令通知第4の9(3)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 上記(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。	条例第14条	・サービス提供証明書控（介護給付費明細書代用可） ・説明に用いた文書 ・同意書に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 介護保健施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした要介護被保険者に対し、領収証を交付しているか。	法第48条第7項 （法第41条第8項準用）	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第82条	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。	条例第15条	・サービス提供証明書控（介護給付明細書代用可） ・施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 介護保健施設サービスの取扱方針	(1) 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当かつ適切に行っているか。	条例第16条	・入所者に関する書類 ・処遇日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。		・施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。		・施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。		・処遇日誌 ・身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たしているか。	基準省令通知第4の11(2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>





点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
11 施設サービス計画の作成	(7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供にあたる他の担当者（以下(12)までにおいて「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、専門的な見地からの意見を求めているか。	条例第17条	・ 担当者会議に関する記録 ・ 照会に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。	条例第17条 基準省令通知第4の12(7)	・ 同意に関する記録 ・ 協議の記録 ・ 施設サービス計画の原案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	なお、施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。	条例第17条	・ 施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	条例第17条	・ 施設サービス計画書 ・ 実施状況を評価した記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(11) 計画担当介護支援専門員は、(10)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所者に面接すること。 ② 定期的モニタリングの結果を記録すること。	条例第17条 規則第9条	・ モニタリングに関する記録 ・ 担当者会議に関する記録 ・ 照会に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 診療の方針	(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行っているか。	条例第18条 規則第10条	・ 診療録 ・ 入所者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。		・ 入所者に関する記録 ・ 処遇日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。		・ 入所者に関する記録 ・ 処遇日誌 ・ 指導記録に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行っているか。		・ 診療録 ・ 入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第15条第5項の厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。		・ 診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 基準省令第15条第6項の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方していないか。		・ 診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
13 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	(1) 医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	条例第19条	・入所者に関する記録 ・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させていないか。		・入所者に関する記録 ・診療状況に関する情報の提供表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。		・入所者に関する記録 ・診療録 ・情報提供表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。		・入所者に関する記録 ・診療録 ・情報提供表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 機能訓練	(1) 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行っているか。	条例第20条	・訓練に関する計画 ・訓練に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしているか。また、入所者一人について、次の手順により、少なくとも週2回程度行っているか。 イ 医師、理学療法士等その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成すること。 ロ イの計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がリハビリテーションを行うとともに、入所者の状態を定期的に記録すること。 ハ 計画は定期的に評価し、必要に応じて見直すこと。 ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士等が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。	基準省令通知第4の15		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15 栄養管理	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	条例第20条の2	・栄養ケア計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	条例第20条の3	・口腔衛生の管理体制に係る計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
17 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	条例第21条	・施設サービス計画書 ・入所者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。 なお、その実施に当たっては、入所者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施しているか。	条例第21条 基準省令通知第4の18(1)	・入浴に関する記録 ・看護に関する記録 ・入所者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	条例第21条	・排せつに関する記録 ・入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。		・入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。		・設備に関する台帳 ・入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 上記(1)～(5)のほか入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	条例第21条	・入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。		・入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 食事の提供	(1) 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。	条例第22条	・献立表 ・嗜好アンケート調査に関する記録 ・残食(菜)表 ・栄養士による栄養指導の記録 ・業者委託の場合の契約書 ・検食簿 ・相談に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう支援しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 入所者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っているか。	基準省令通知第4の19(1)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	基準省令通知第4の19(2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。	基準省令通知第4の19(3)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 食事の提供に関する業務を第三者に委託している場合、管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事の質が確保されているか。	基準省令通知第4の19(4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるために、療養室関係部門との連絡が十分とられているか。	基準省令通知第4の19(5)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 入所者に対して適切な栄養食事相談を行っているか。	基準省令通知第4の19(6)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) 食事内容について、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討されているか。	基準省令通知第4の19(7)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
19	相談及び援助	常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	条例第23条	・運営規程 ・入所者に関する書類 ・相談に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	その他のサービスの提供	(1) 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	条例第24条	・事業計画（報告）書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		・入所者に関する書類 ・面会記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	入所者に関する市町への通知	介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。 一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第25条 規則第11条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	管理者による管理	介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 管理者が本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。	条例第26条	・組織図 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	管理者の責務	(1) 管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	条例第27条	・組織規程等 ・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 管理者は、従業者に条例第4章に規定する「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。		・業務報告・日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	計画担当介護支援専門員の責務	計画担当介護支援専門員は、「11 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	条例第28条 規則第12条	・アセスメントの結果がわかるもの ・モニタリングの結果がわかるもの ・サービス提供記録 ・施設サービス計画 ・苦情の受付簿 ・苦情への対応記録 ・事故に際して取った処置の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		四 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		五 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置を記録すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
25 運営規程	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数(※1)及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項(※2) 八 その他施設の運営に関する重要事項  ※1 従業者の員数は「〇人以上」と記載できる ※2 組織体制(責任者、研修)、発生時の対応	条例第29条 規則第13条  基準省令通知 第4の24(5)	・運営規程 ・指定申請、変更届(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26 勤務体制の確保等	(1) 入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	条例第30条	・就業規則 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護老人保健施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしているか。	基準省令通知 第4の25(1)	・勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 夜間の安全確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保しているか。	基準省令通知 第4の25(2)	・勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制を取っているか。		・連絡網等緊急連絡に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。 ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	条例第30条	・勤務表 ・委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(カスタマーハラスメントを含む。R8年10月義務化予定)	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための指針		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
27 業務継続計画の策定等	<p>感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>（計画策定日 年 月 日）</p> <p>業務継続計画に掲載すべき項目</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>α 平時からの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制構築・整備</li> <li>・感染症防止に向けた取組の実施</li> <li>・備蓄品の確保等</li> </ul> <p>β 初動体制</p> <p>γ 感染拡大防止体制の確立</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>α 平常時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・設備の安全対策</li> <li>・電気水道等ライフラインが停止した場合の対策</li> <li>・必要品の備蓄等</li> </ul> <p>β 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画発動基準</li> <li>・対応体制等</li> </ul> <p>γ 他施設及び地域との連携</p>	条例第30条の2	・業務継続計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しているか。</p> <p>研修実施日（前年度） 月 日</p> <p>研修実施日（今年度） 月 日</p> <p>訓練実施日（前年度） 月 日</p> <p>訓練実施日（今年度） 月 日</p>		・研修・訓練記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28 定員の遵守	<p>介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	条例第31条	<p>・入所者に関する名簿</p> <p>・運営規程</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
29 非常災害対策	(1) 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員及び入所者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	条例第32条 基準省令第28条第1項	・消防計画 ・避難訓練に関する記録 ・行事等の記録 ・通報、連絡体制がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(非常災害に関する具体的計画の策定日 年 月 日 ) 訓練実施日 (前年度) 月 日 訓練実施日 (今年度) 月 日					
	(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しているか。	基準省令通知第4の27の(2)	・消防用設備等点検報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうが、この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定による防火管理者に行わせているか。	基準省令通知第4の27の(3)	・非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画） ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、防火管理者を置かなくてもよいとされている介護老人保健施設においても、防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	条例第32条	・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 衛生管理等	(1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該介護老人保健施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じているか。	条例第33条 規則第14条 基準省令第29条 基準省令通知第4の28の(2)	・委員会会議録			
	一 対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催し、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底をすること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
委員会開催日（前年度） 月 日 月 日 月 日 月 日 委員会開催日（今年度） 月 日 月 日 月 日 月 日						

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
30 衛生管理等	<p>二 指針を整備すること。</p> <p>(指針策定日 年 月 日)</p> <p>指針には、平常時の対策及び発生時の対応として、次のような項目を盛り込んでいるか。</p> <p>平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については「介護現場における感染対策の手引き」を参照。</p>		・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>三 介護職員その他の従業者に対し、研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。</p> <p>研修実施日（前年度） 月 日</p> <p>研修実施日（今年度） 月 日</p> <p>訓練実施日（前年度） 月 日</p> <p>訓練実施日（今年度） 月 日</p>		・ 研修記録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働大臣告示第268号）に沿った対応を行うこと。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p>	<p>基準省令通知第4の28の(1)</p>	・ 指導等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>		・ 現場を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(5) 入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断っていないか。</p> <p>また、こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知しているか。</p>	<p>基準省令通知第4の28の(2)</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
31 協力医療機関等 【経過措置(1) ①～③はR9.3.31 までは努力義務】	(1) 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の要件を満たす協力医療機関を定めているか。(複数の医療機関で要件を満たすことも可)	条例第34条	・ 掲示 ・ 契約書 ・ 協力医療機関の届出書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)当該施設の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応についての協議を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5)入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合、再び速やかに入所させるよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
32 掲示	当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。(R7.4.1からはウェブサイトにも掲載すること)	条例第35条	・ 掲示場所等確認 ・ 届出書(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33 秘密保持等	(1) 介護老人保健施設の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	条例第36条	・ 就業時の取り決め等の記録  ・ 入所者(家族)の同意書 ・ 実際に使用された文書等(会議資料等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
34 広告制限	当該介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはいないか。 ア 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 イ 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名 ウ 平成11年3月31日厚生省告示第97号に定める事項（施設及び構造設備に関する事項、職員の配置数、提供されるサービスの種類及び内容、利用料の内容） エ その他都道府県知事の許可を受けた事項	法第98条	・ 広告 ・ ポスター ・ パンフレット ・ 運営規程等 ・ 広告事項許可書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例第37条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36 苦情処理	(1) 提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  苦情件数 : 件程度/月 相談窓口 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :	条例第38条	・ 運営規程 ・ 掲示物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する等しているか。  (掲載場所) <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 施設のホームページ <input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表システム	基準省令通知第4の33(1)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	条例第38条	・ 苦情に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	基準省令通知第4の33(2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準省令第34条	・ 調査に関する記録 ・ 指導等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 市町からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町に報告しているか。		・ 改善内に関する報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
36	苦情処理	(6) 提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準省令第34条	・ 調査に関する記録 ・ 指導等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(7)、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		・ 改善内容に関する報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	地域との連携等	(1) その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	条例第39条	・ 地域交流に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めているか。		・ 市町等の行う事業に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故発生時の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。 (指針策定日 年 月 日)	条例第40条 規則第15条 基準省令通知第4の35	・ 事故対応マニュアル等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指針には、次のような項目を盛り込んでいるか。 イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結び付く可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。		・ 事故報告様式 ・ 委員会会議録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(前年度の事故事例 : 有 ・ 無 )					

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
38 事故発生の防止及び発生時の対応	(3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修（年2回以上）を定期的に行っているか。	条例第40条 規則第15条 基準省令通知第4の35	・ 委員会会議録 ・ 研修記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	委員会開催日（前年度） 月 日 委員会開催日（今年度） 月 日					
	研修実施日（前年度） 月 日 研修実施日（今年度） 月 日					
	(4) 上記の(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		・ 担当がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。		条例第40条	・ 事故に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 事故の状況及び事故に際して講じた処置を記録しているか。	・ 事故に関する記録	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (損害賠償保険への加入： 有 ・ 無 )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
39 虐待の防止	(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 委員会開催日（前年度） 月 日 委員会開催日（今年度） 月 日	条例第40条の2 規則第15条の2 基準省令通知第4の37	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。 (指針策定日 年 月 日) 指針には、次のような項目を盛り込んでいるか。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		・ 虐待の防止のための指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施しているか。 研修実施日（前年度） 月 日 研修実施日（今年度） 月 日		・ 研修記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 上記の(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		・ 担当がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果				
				適	不適	該当なし		
40	<p>入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 【経過措置 R9.3.31までは努力義務】</p> <p>当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催しているか。</p> <p>委員会開催日（前年度） 月 日</p> <p>委員会開催日（今年度） 月 日</p>	<p>条例第40条の3</p>	<p>・委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
41	<p>会計の区分</p>	<p>(1) 介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>条例第41条</p>	<p>・会計関係書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成12年3月31日老発第378号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）を参考として適切に行われているか。</p>	<p>基準省令通知第4の36</p>	<p>・会計関係書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
42	<p>記録の整備等</p>	<p>(1) 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>条例第42条</p>	<p>・職員名簿 ・履歴書等 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・施設サービス計画書 ・介護保健施設サービスに係る記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・苦情に関する記録 ・市町への通知に係る記録 ・事故に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(2) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、完了の日（入所者との契約終了によりサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 一 施設サービス計画 二 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 三 提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 市町への通知に係る記録 六 苦情の内容等に係る記録 七 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</p>	<p>条例第42条 規則第16条</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>介護保健施設サービスの提供に関する記録のうち診療録は5年間保存しているか。</p>	<p>基準省令通知第4の39</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(3) 入所者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しているか。</p>	<p>条例第42条</p>		<p>・服薬管理マニュアル</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>(4) 入所者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しているか。</p>	<p>条例第42条</p>		<p>・預り金管理マニュアル</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>V 開設許可等の変更</b>						
I 開設許可等の変更	<p>(1) 開設者は、当該介護老人保健施設の入所定員その他法施行規則第136条第2項に定める事項(※)を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けているか。</p> <p>※</p> <p>ア 敷地の面積及び平面図</p> <p>イ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに施設及び構造設備の概要</p> <p>ウ 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画</p> <p>エ 運営規程(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)</p> <p>オ 基準省令第30条第1項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容</p> <p>ただし、運営規程に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。</p>	<p>法第94条第2項</p> <p>法施行規則第136条第2項</p>	<p>・サービス提供記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 開設者は、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他法施行規則第137条に定める事項(※)に変更があったときは、10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※</p> <p>ア 施設の名称及び開設の場所</p> <p>イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 開設者の登記事項証明書又は条例等(当該許可に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>エ 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要</p> <p>オ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>カ 運営規程(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分を除く。)</p> <p>キ 基準省令第30条第1項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容(協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。)</p> <p>ク 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>	<p>法第99条1項</p> <p>法施行規則第137条</p>	<p>・変更届書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

法施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

条例：長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第66号）

規則：長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県規則第21号）

基準省令：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）

基準省令通知：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）